

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

### ◆新入社員スキルアップ研修のご案内

#### ●本部等の行事

月	日	曜	内 容		
6	17	月	簡保総会	11:00 ~ 12:00	於:事務局会議室
6	20	木	リスクマネジメントセミナー	14:00 ~ 16:30	於:JR博多シティ10階
6	21	金	//	14:00 ~ 16:30	於://
6	25	火	支部長・副支部長会議	13:00 ~ 14:30	於:福岡ガーデンパレス

#### ●支部の行事

月	日	曜	内 容		
毎月	1回		大濠公園防犯パトロール（第5支部）	19:00 ~ 19:45	於:大濠公園
毎月	1回		青少年対策パトロール（第1支部）	16:00 ~ 16:45	於:天神地区（3丁目）
6	6	木	支部役員会（第3支部）	12:00 ~ 13:00	於:事務局会議室
6	27	木	租税教室（第7支部）	10:15 ~ 11:00	於:春吉小学校
未定			租税教室（第12支部）	未定	於:西高宮小学校

#### ●青年部会の行事

月	日	曜	内 容		
6	3	月	平成30年度監査	11:00 ~ 12:00	於:事務局会議室
6	12	水	役員会	16:00 ~ 16:50	於:クアンティック
6	12	水	第8回定時総会	17:00 ~ 18:00	於:クアンティック
6	28	金	カップリングパーティー	19:00 ~ 22:00	於:クアンティック

#### ●女性部会の行事

月	日	曜	内 容		
未定			役員会	11:00 ~ 12:00	於:事務局会議室

## (I) 税務カレンダー

### 6月の税務カレンダー

- 6月10日 ●5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～当年5月分）の納付
- 6月17日 ●所得税の予定納税額の通知
- 7月1日 ●4月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉  
 ●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
 ●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
 ●10月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）  
 ●消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉  
 ●消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉  
 ○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）（6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日）



### 消費税改正施行を目前に控えて

相消費税のお話の前に、4月号で触れました、いわゆる「節税保険」の動向を簡記しておきます。

国税庁は、その後、2019年（平成31年）4月11日に改正通達案を公表し、最高解約返戻率が50%超の定期保険等に係る支払保険料は、その解約返戻率に応じて一定の金額を資産計上し、残額を損金算入するとの原則が示しています。その内容は、改正通達が発遣された折にでも、また詳説させていただきますが、いまの改正通達案では、この適用時期を通達発遣日以後としています。つまり、従来の改正現在の既契約分についての遡及適用のリスクがなさそうなのは、安心材料ですね。

さて、本題に入ります。改正消費税法の施行まであと約3ヶ月。対応準備はいかがですか？

今回は、あらためて2019年（令和元年）10月1日以降施行の改正について、確認の意味を込めてお話させていただきます。

ご承知のとおり、この日以降の取引に係る消費税率は、8%から10%に引き上げられるとともに、食品販売や新聞等については、8%の軽減税率が適用されます（複数税率制度）。

つまり、軽減税率の適用のないものは、原則として、10%の消費税が課されます。

軽減税率適用対象は、昨年12月号で触れておりますので、こちらを参照ください。

また、複数税率制度においては、適用税率の認識を売り手と買い手で同じくするために、「区分記載請求書」を発行することとなり、さらに、インボイス制度が開始される2023年（令和5年）10月1日以降には「適格請求書」へと移行する予定です。請求書の記載項目を比較したものが、下記の図です。

請求書保存方式（現行）	区分記載請求書等保存方式 2019年10月1日～	適格請求書等保存方式 2023年10月1日～
①発行者の氏名等	①発行者の氏名等	①発行者の氏名等
②取引年月日	②取引年月日	②取引年月日
③取引内容	③取引内容	③取引内容
④取引金額	④取引金額	④取引金額
⑤交付を受ける者の氏名等	⑤交付を受ける者の氏名等	⑤交付を受ける者の氏名等
	⑥軽減税率対象品目	⑥軽減税率対象品目
	⑦税率ごとの合計額（税込）	⑦税率ごとの合計額（税込）
		⑧税率ごとの消費税額
		⑨登録番号

上記⑦「税率ごとの合計額（税込）」とは、条文上、「税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」とされ、「区分記載請求書」の記載要件とされていることから、右のような記載が**必ず必要**となります。

8%対象 税込金額合計 ○○○円  
10%対象 税込金額合計 ○○○円



また、8%から10%への税率変更に伴う経過措置として、例えば、2019年3月31日までに契約し同年10月以降の引き渡しとなる請負契約や同年9月30日までに支払い済みの旅客運賃等は同年10月1日以降の乗車であっても旧税率の8%が適用されるなどの取扱いがあります。

主な経過措置のある項目を一覧にしてみましたので、該当しそうな項目については、再度、検討ください。なお、下記の表の日付は、西暦により簡記しています。

旅客運賃等	2019.10.1以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等の入場料等のうち、2014.4.1から2019.9.30までの間に領収しているもの
電気料金等	継続供給契約に基づき、2019.10.1前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、2019.10.1から2019.10.31までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの
請負工事等	2013.10.1から2019.3.31までの間に締結した工事（製造を含む。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含む。）に基づき、2019.10.1以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等
資産の貸付け	2013.10.1から2019.3.31までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、2019.10.1前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限る。）における、2019.10.1以後に行う当該資産の貸付け
上記以外にも、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益に係る役務（指定役務）の提供、予約販売に係る書籍等、特定新聞、通信販売、有料老人ホーム、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に規定する再商品化、リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の適用がある場合などがあります。	

2021年（令和3年）4月1日からは、小売段階での価格表示については、総額表示が義務付けられ、従来から暫定的に容認されていた税抜き表示はできなくなることも、注意すべき点です。

さらに、2023年（令和5年）10月1日以降は、インボイス（適格請求書）制度の導入が予定されていますが、この制度の導入後は、上記の「適格請求書」を前提として、免税事業者からの仕入等については、段階的に仕入税額控除制限がかかり最終的には仕入れ税額控除ができなくなりますので、免税事業者であった事業者は課税事業者を選択して「インボイス」（適格請求書）が発行を可能とするべきか否かを検討すべきこととなります。

次に、国税庁のQ&Aから今年の9月と10月にまたがる会計認識基準が異なる場合の取り扱いを説明します。例えば、検収基準で仕入れを認識している事業者と出荷基準で売上を認識している事業者との間の取引です。売上事業者が9月30日出荷した商品は、その事業者が売上認識基準として出荷基準を採用している場合には、当然に旧税率の8%の適用を受けますが、仕入事業者が検収基準を採用しているため検収通知書が到達した日の仕入れとなり、その日付が10月に入ることとなりますので、新税率の10%を適用することになります。しかしながら、出荷基準を採用している事業者からは、9月30日の出荷の事実に基づき、旧税率である8%で計算した請求書が送付されると思われるので、Q&Aでは、資産の物理的移動が9月30日である事実を理由に、旧税率である8%での仕入税額控除額を計算することとなる旨公表しています。

出典は、「平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取り扱いQ&A【基本的な考え方編】平成30年10月 国税庁消費税室」です。

上記の例は、（事業者間で収益・費用の計上基準が異なる場合の取扱い）問3.です。

ところで、ご承知の方も多いこととは思いますが、改正消費税の円滑な実施に向けて政府はさまざまな施策を実施しているところです。このうちには、日頃から軽減税率対象商品を取り扱う事業者向けに、中小企業庁所管の「軽減税率対策補助金制度」があります。このような補助金・助成金の活用もご検討ください。



## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2019		4(木)	9:30～16:00	本部	新社会人セミナー	天神ビル
		22(月)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (ワード初級コース)	サンセルコビル7F
	4	23(火)	〃	〃	〃	〃
		25(木)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (エクセル初級コース)	サンセルコビル7F
		26(金)	〃	〃	〃	〃
		23(木)	13:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇
		29(水)	14:00～15:30	本部	福岡中部法人会創立50周年記念講演	ソラリア西鉄ホテル
	5	29(水)	16:00～17:30	本部	第8回通常総会	〃
		29(水)	18:00～18:30	本部	創立50周年記念式典	〃
		29(水)	18:40～20:00	本部	創立50周年記念会員交流会	〃
		20(木)	14:00～16:30	本部	リスクマネジメントセミナー	JR博多シティー(10階)
	6	21(金)	14:00～16:30	本部	リスクマネジメントセミナー	
		28(金)	19:00～22:00	青年部	カップリングパーティー	クアンティック
	7					
				本部	経営セミナー	
	8			本部	改正税法説明会	
		26(木)	13:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇
			13:30～16:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
	9			本部	パソコン講座 (エクセル・ワード中級コース)	サンセルコビル2F
	10					
				本部	税を考える週間行事	ホテルニューオータニ博多
		15(金)		本部	五法人共催講演会	ソラリア西鉄ホテル
				本部	パソコン講座(上級コース)	サンセルコビル
			本部	新任者のための税務講座		
12			本部	医療健康セミナー		
	12(木)	13:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇	

※ 日時、会場が空白のところは未定です。